

とまちプラザ広告掲出要領

(趣旨)

第1条 とまちプラザの壁面等（以下「プラザ壁面等」という。）を活用して掲出する広告の取扱いに関し必要な事項は、帯広市広告掲載要綱（平成19年4月1日制定。以下「要綱」という。）及び帯広市広告掲載基準（平成19年4月1日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(広告掲出位置の指定等)

第2条 生涯学習部長（以下「部長」という。）は、プラザ壁面等における未利用部分について、広告媒体として活用することが適当と認めたときは、当該未利用部分を広告掲出位置として指定するものとする。

2 前項の規定により指定した広告掲出位置（以下「指定広告掲出位置」という。）に掲出する広告の種類、規格、枠数及び掲出期間その他の広告掲出に係る条件は、指定広告掲出位置ごとに、その壁面等の性質に応じて部長が別に定める。

(広告掲出の制限)

第3条 要綱第4条第2項各号のいずれかに該当する広告又は基準第4条各号のいずれかに該当する業種若しくは事業者に係る広告のほか、次の各号のいずれかに該当する広告は掲出しない。

- (1) 会社名又は商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 絵柄、文字等が過密であるもの
- (3) 意味なく身体の一部を強調するようなもの
- (4) 著しくデザイン性が劣るもの又は意味不明なもの
- (5) 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの
- (6) 商品先物取引に関するもの
- (7) 青少年の健全育成の観点から適当でないもの
- (8) その他とまちプラザの美観を著しく損ない、市民等に不快感を起こさせるおそれがあるもの

2 屋外に掲出する広告物は、前項各号のほか、次の各号を満たすものでなければならない。

- (1) 広告物の色彩がマンセル表色系による次のいずれかの基準を超えないこと。ただし、帯広・十勝の景観美の画像やフォントは除く。

ア R（赤）、YR（黄赤）系の色相については、彩度8

イ Y（黄）系の色相については、彩度6

ウ 上記以外の色相については、彩度4

(2) 広告面積中、次の色相のいずれか1つ以上の占める割合が25%以上となること。ただし、広告面積の25%以上に帯広・十勝の景観美の画像を用いる場合は、同画像をもって代えることができる。

ア B（青）系

イ G（緑）系

3 広告物に写真等の画像を使用する場合は、著作権等の権利関係に影響が生ずることのないよう著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）等の関係法令を遵守するほか、被写体の具体を明らかにすることができるものでなければならない。

（広告と市の施策等との親和性）

第4条 屋外に広告を掲出する場合は、広告を掲出するとからプラザが中心市街地にあり、かつ、周辺の他の教養文化施設と一体的に文教ゾーンを形成していることに鑑み、掲出する広告には市が推進する施策等を応援又は賛同する表現を含ませるものとする。

（広告を掲出する期間）

第5条 広告を掲出する期間は、1年を単位とした4月から翌年3月までの期間とする。ただし、仕様書で別に定める場合はこの限りでない。

2 広告掲出は、原則として、月の初日に開始し、月の末日に終了するものとする。ただし、広告掲出を開始する日（以下「広告掲出開始日」という。）又は終了する日（以下「広告掲出終了日」という。）が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「市の休日」という。）に当たる場合の広告掲出開始日は市の休日の翌日とし、広告掲出終了日は市の休日の前日とする。

（広告を市が直接募集する場合の広告の募集）

第5条の2 要綱第6条及び第7条に定めるもののほか、広告の募集時期、方法その他必要な事項は、部長が別に定める。

（広告を市が直接募集する場合の広告の選定）

第5条の3 要綱第8条の選定に当たって、要綱、基準及びこの要領に適合する広告が広告枠数を超える場合は、市内に事務所等を有する企業等又は自営業者を優先するものとする。この場合において、同順位の申込が複数あるときは、申込みに係る枠数が多い広告掲出希望者のものを優先して選定することができる。

2 前項の規定により選定した広告がなお広告枠数を超える場合は、抽選により選定するものとする。ただし、抽選に先立って広告掲出希望者と調整を行うことができる。

(承諾書の提出)

第5条の4 市長は、前条の規定により広告掲出の決定を受けた広告掲出希望者（以下「広告主」という。）から、市長が別に指定する日までに、承諾書を徴取するものとする。

(広告代理店の選定)

第6条 屋外の広告掲出枠については、第5条の2の規定に関わらず、要綱第14条の規定により、広告掲出事業を営むもの（以下「広告代理店」という。）に競争入札により売り渡すこととする。

2 前項に規定する広告代理店の選定に際しては、帯広市の競争入札参加者名簿の登録事業者の中から行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれか（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者又は同条第2項のいずれか（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

(3) 違法又は不適当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けている者

3 屋外に掲出する広告の売り渡しを受けた広告代理店については、北海道屋外広告物条例（昭和25年11月25日条例第70号）において必置とされている管理者が設置されていること及び同条例により登録が義務付けられている屋外広告業の登録がされていることを証する書類のほか、部長が必要と認めた書類（「以下「適合必要書類」という。」）を市長に提出しなければならない。ただし、広告代理店が他の者に委託又は委任して広告を掲出する場合は、当該委託又は委任を受ける者を含めた適合必要書類一式を広告代理店を経由し市長に提出するものとする。

(広告の募集及び選定等)

第7条 屋外の広告掲出枠に係る広告の募集及び選定は、前条第1項の規定により選定された広告代理店により、要綱第16条に準じて行うものとする。

2 広告の募集の時期は、次条の規定による契約が締結された日からできるものとする。

3 広告代理店は、要綱第16条第2項に基づく市との協議にあたり、要綱、基準及び要領等に適合することを証する書類を提出するものとする。

4 要綱第16条第3項に定める書類は、広告代理店を経由し市に提出するものとする。

5 市は、広告枠に掲出ができないこととなった広告に関し、一切の責任を負わないものと

する。

(広告掲出枠の売渡方法)

第8条 市は、広告代理店が広告を選定する前に広告掲出枠を売り渡すものとし、広告代理店と広告掲出枠の売渡しに関する契約を締結するものとする。

(行政財産の使用の許可)

第9条 広告代理店は、広告掲出に際し、あらかじめ、帯広市公有財産規則（昭和55年規則第21号。以下「公有財産規則」という。）に規定する行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けるものとする。

(広告掲出料)

第10条 広告代理店は、契約書に記載する広告掲出に係る料金（以下「広告掲出料」という。）及び前条の使用許可に係る使用料（以下「使用料」という。）を納付するものとする。

2 広告掲出料は、全額前払いとする。ただし、仕様書に定めるところにより分割できるものとし、納期限は市が指定する日までとする。

(広告原稿の作成及び提出等)

第11条 要綱第16条第2項に規定する協議の手続きは、部長が指定する日までに、掲出しを行うとする広告内容を縮小して紙媒体等に印刷した原稿（以下「広告原稿」という。）を市長に提出することにより行うものとする。この場合において、実際に掲出しを行うとする広告の実寸とともに、広告原稿の縮小倍率を明らかにした書類を併せて提出するものとする。

2 前項の広告原稿の作成及び提出に係る経費は、広告代理店が負担するものとする。

3 部長は、第1項の規定による広告原稿の提出があったときは、広告の内容等が要綱、基準及びこの要領のほか、第2条第2項により部長が定める広告掲出に係る条件に適合していることを確認するものとする。

4 部長は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等が適当でないと認めたときは、広告代理店に対し、広告の内容等の一部を訂正し、又は削除するよう求めることができる。広告掲出後においても同様とする。

(広告の掲出及び撤去)

第12条 広告の掲出及び撤去は、広告代理店がその費用を負担して行うものとする。

(広告掲出の取消し等)

第13条 市長は、要綱第17条各号のいずれかに該当して広告掲出の決定を取り消したときは、当該広告代理店に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲出を取り消したときは、当該広告代理店に対し、掲出

した広告の撤去、又は広告掲出の一時中止を求めることができる。

- 3 第1項の規定による広告掲出の取消し等により広告代理店又は広告主又は損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(広告掲出料の返還等)

第14条 市は、広告掲出の決定後、広告掲出開始日の前日までに、要綱第19条ただし書の規定により広告掲出を取り消したときは、広告代理店から納付された広告掲出料の全額を、当該広告代理店に返還するものとする。

- 2 市は、広告掲出期間中に、要綱第19条ただし書の規定により広告掲出を中止したときは、広告代理店から納付された広告掲出料を、掲出できなかった期間に応じて、当該広告代理店に返還するものとする。ただし、当該広告を掲出できなかった期間が1か月ごとにつき1日未満の場合を除く。
- 3 前項の場合において、広告掲出期間に1か月に満たない端数がある場合の当該月分の広告掲出料の返還については、当該月数の掲出日数を基礎として日割により計算するものとし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、部長が別に定めるときは、広告掲出料を返還しないものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲出料には利子を付さない。

(広告掲出の取下げの申出)

第15条 広告代理店は、自己の都合により広告掲出を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに、掲出した広告を撤去させ、広告掲出の決定を取り消すものとする。

(広告の変更)

第16条 広告代理店は、当該広告の内容を原則として、1か月単位で変更することができる。

- 2 広告代理店は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、市長にあらかじめ協議の上、広告原稿の内容を変更しようとする月の掲出開始日から起算して10日前までに、第11条第1項の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告の内容の確認等については、第11条第2項及び第3項の規定を準用する。

(協議)

第17条 要綱、基準及びこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び広

告代理店が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(広告を市が直接募集する場合の準用)

第17条の2 第9条及び第10条並びに第12条から第17条の規定は、広告を市が直接募集する場合について準用し、広告代理店に係る規定を次の各号のとおり読み替えるものとする。

- (1) 第9条及び第13条第2項、第15条第1項、第16条第1項及び同条第2項、第17条の規定中、「広告代理店」とあるのは「広告主」とする。
- (2) 第10条第1項の規定中、「広告代理店」とあるのは「広告主」と、「契約書」とあるのは「承諾書」とする。
- (3) 第13条第1項の規定中、「要綱第17条」とあるのは「要綱第10条」と、「広告代理店」とあるのは「広告主」とする。
- (4) 第14条第1項及び同条第2項の規定中、「要綱第19条」とあるのは「要綱第12条」と、「広告代理店」とあるのは「広告主」とする。

(様式)

第18条 この要領に定める広告掲出に関し必要な様式は、部長が別に定める。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、プラザ壁面等に掲出する広告の取扱いに関して必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。